

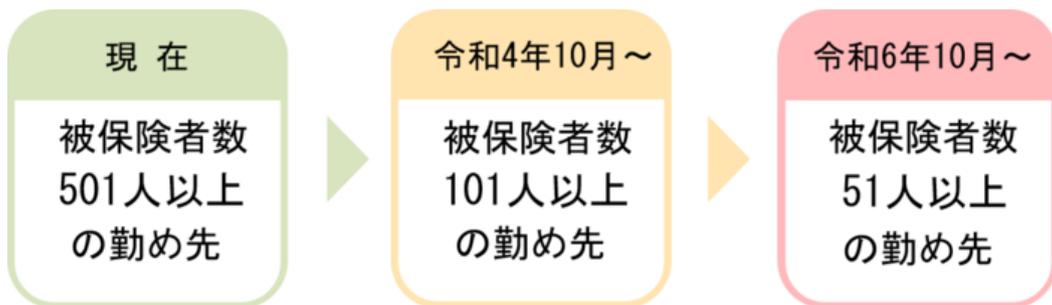
## 【労務】令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育休免除の見直し等が行われます

日本年金機構から「令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育休免除の見直し等が行われます」との告知が出ています。以下に概要をご案内いたします。

### ■短時間労働者の適用拡大

#### 【特定適用事業所要件の見直し】

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週20時間以上の労働等、一定の要件を満たす者をいう。以下同じ）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。



#### 【短時間労働者の勤務期間要件の撤廃】

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月から、以下の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

#### 適用対象の短時間労働者

- 全ての条件に  
該当する方
- 週の所定労働時間が20時間以上
  - 月額賃金が8.8万円以上
  - 2カ月を超える雇用の見込みがある
  - 学生ではない

○改正内容の詳細は短時間労働者の適用拡大ページへ

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

#### 【関連資料】

○ガイドブック「従業員数500人以下の事業主のみなさまへ」

⇒ [https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/jigyounushi\\_ri-huretto.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/jigyounushi_ri-huretto.pdf)

### ■被保険者の適用要件（雇用期間が2カ月以内の場合）の見直し

2カ月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、令和4年10月から、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。

○改正内容の詳細は「適用事業所と被保険者」や以下の関連資料をご覧ください。

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html>

### 【関連資料】

○リーフレット「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の勤務期間要件の取扱いが変更になります」

⇒ [https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/kinmukikan\\_ri-huretto.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/kinmukikan_ri-huretto.pdf)

### ■育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和 4 年 10 月から短期間の育児休業等を取得した場合への対応として、育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に 14 日以上の子育て休業等を取得した場合にも、保険料が免除されます。賞与保険料は、1 カ月を超える子育て休業等を取得した場合に免除されます。

○改正内容の詳細は「従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が育児休業を取得・延長したときの手続き」や以下の関連資料をご覧ください。

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/menjo/ikuji-menjo/20140327-05.html>

### 【関連資料】

○リーフレット「令和 4 年 10 月から育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます」

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/ikukyuumenjyo-ri-huretto.pdf>

○厚生労働省パンフレット「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的に支援します」

⇒ [https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/0000000011\\_0000018972.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/0000000011_0000018972.pdf)

参照ホームページ [日本年金機構]

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202206/0613.html>